

## 第2回 PPPによる直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会

### 議 事 概 要

日 時：平成22年6月18日(金) 10:00~12:00

場 所：中央合同庁舎3号館 11階 特別会議室

#### 1. 資料説明

- ・事務局より、資料1 市場調査(第1段階)、資料2 具体的な事業枠組み(案)について、資料3 市場調査(第2段階)の概要(案)について説明を行った。

#### 2. 審議

- ・審議における各委員からの主な意見等については以下のとおり。

### 【具体的な事業枠組み(案)の論点に対する意見等】

#### (1) 事業期間

- ・事業体の規模や参加形態(単独企業、コンソーシアム)によって、コストに対する考え方が異なると考えられるので、事業期間のシミュレーションに際しては、そうした点についても、前提条件として設定する必要があるのではないか。
- ・会計実体(損益計算単位)の括りをどうするのかというのは、シミュレーションを実施する上で重要。いくつかの想定をしながら、複数パターンのシミュレーションが必要ではないか。
- ・シミュレーションに際しては、前提条件(将来収入の変動見込み、設備の劣化に伴う修繕コストの増加)の明確化が必要ではないか。
- ・事業期間については、部会で議論して次回委員会で報告してほしい。

#### (4) 駐車料金の額の設定

- ・駐車料金の額の設定に関して、原則の範囲内で民間事業者の裁量、自由度を認めるとあるが、その原則の範囲の考え方をもう少し具体的に示した方が良いと思う。

#### (5) 管理運営・費用負担の区分

- ・本事業は、通常のPFIのように施設を自ら新設しそれを管理運営するものではなく、他者が管理していた施設を引き継ぎ、管理運営を行う事業であり、通常のものとのリスクが異なる。また、引き渡し条件によっては、民間事業者は条件に対応するためのコストを賄うこととなる。事業終了後の引き渡し条件の検討においては、そうした点が大きなポイントと思う。

#### (6) その他継承事項

- ・基本的に継承することとし、将来の変更については一定の条件を付して認めるという事で良いと思う。国と民間事業者との間では、誠実協議義務や基本的考え方を契約の上で合意するのではないか。

#### (7) 民間事業者による事業開始時期

- ・プロジェクトファイナンスによる資金調達のために必要な期間については、アドバイザー、金融機関へ別途調べた方が良いと思う。
- ・プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合は、かなり時間を要するので、現在想定しているスケジュールだと難しい。当初はコーポレートファイナンスにより調達し、後にプロジェクトファイナンスに借り換えるという方法は出来なくはないと思う。
- ・実施体制整備（人員雇用）や業務の引継ぎは、事業者として選定された後から行うことになるため、ある程度の準備期間を必要とするのではないか。

#### (8) 事業単位

- ・14 駐車場一括とする場合に、参加意向を有する企業が複数存在し競争性が働くか否かについては、市場調査（第2段階）で引き続き見定める。

#### (9) 事業者選定方法

- ・事業期間の長い事業であり、駐車場の公共性に配慮した調整も想定されるため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行うことが良いと思う。

#### (10) 民間事業者の組織形態

- ・コンソーシアムの各企業と契約する場合に比べ、SPCと契約する場合は、契約手続きや契約上の責任が明確化されるといったメリットがある。また、SPCの場合は、民間事業者の倒産時の財産（共有持分）の散逸リスクに対して大きな効果がある。なお、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際しては、SPCの設立は必須となる。ただし、中小企業のSPC設立の経験の有無や設立のための追加経費等の課題もあるので、総合的に検討して決定する方が良いと思う。
- ・倒産隔離はかなり重要と考える。SPCを設立せず、子会社や別の部門の業績により本社が倒産した場合、駐車場財産を差し押さえられても困る。

#### (13) 民間事業者からの提案事業

- ・民間事業者からの提案事業については、節度のある範囲においては、ある程度幅広く、懐深く提案を受けた方が良いと思う。

#### (14) リスク分担

- ・ リスク分担表について、不可抗力リスクについて、例えば、風水害で一時的に駐車場閉鎖した場合の収入保証を国が行うことは考えられないため、民間側にも一定のリスク負担があると思う。
- ・ 事業期間終了時の施設性能リスクについて、国も多くの設備の大規模修繕を行う条件となっていることから、国にも一定のリスク負担が発生すると思う。

#### 【市場調査（第2段階）に対する意見等】

- ・ 本部人件費、本部事務経費との記述があるが、その意味するところを民間事業者が理解できるのか。
- ・ DCF法における割引率及び最長投資期間の回答に際して、国が考える事業枠組み（案）以外に、回答者が独自に想定した他の条件の有無について確認できた方が良いと思う。

#### 【その他】

- ・ 一般にPFI事業として実施する際には、PFIとして実施することの効果とVFM（Value For Money）等より説明するが、本事業においても、民間事業者が直轄駐車場の管理運営を行うことの効果、国民にとってのメリットに関して整理することが必要ではないか。

#### <連絡先>

道路局 環境安全課 道路交通安全対策室  
企画専門官 富樫（内線 38-103）  
課長補佐 竹林（内線 38-104）  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8907